

那須烏山市  
重層的支援体制整備事業  
実施計画

令和5年9月策定

那須烏山市健康福祉課

## 目 次

はじめに（計画策定の目的と背景）	1
重層的支援体制整備事業について	2
重層的支援体制整備事業実施計画の策定について	4
（1）計画の位置づけ	4
（2）実施内容及び実施体制	5
重層的支援体制の概要（支援体制スキーム）	10

## はじめに（計画策定の目的と背景）

これまでの社会保障制度は、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉、生活困窮など分野・属性別に制度を発展させ、専門的な支援を充実させてきました。

しかし、近年は、社会状況の変化により個人や世帯が抱える生きづらさや悩みが複雑化・複合化しており、それらへの支援ニーズに対して、分野ごとの体制、財政措置では対応することが困難となっています。

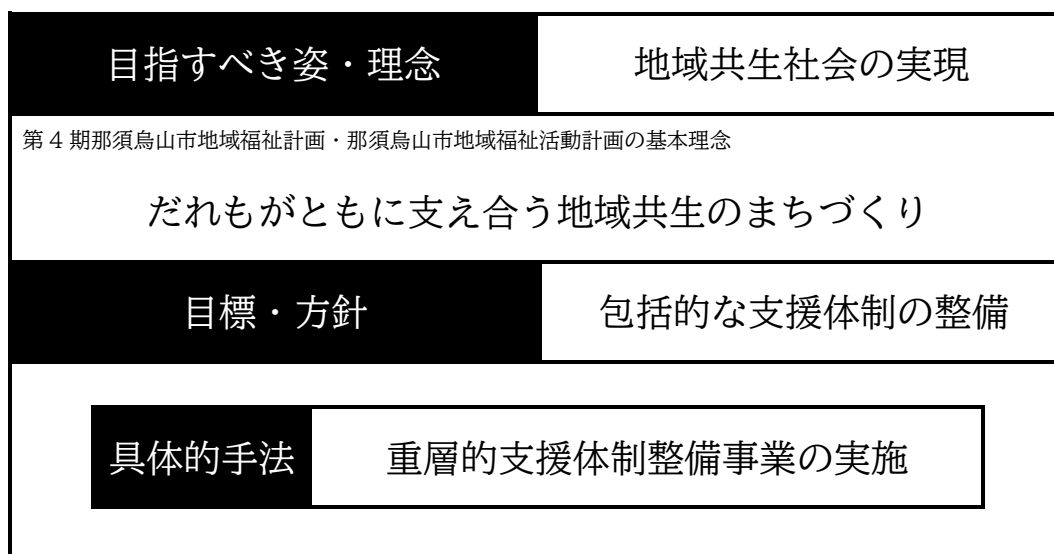
このような状況から、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が令和2年6月12日に公布され、地域生活課題の解決に資する支援を包括的に行う「重層的支援体制整備事業」が令和3年4月1日に施行されました。

本市においては、重層的支援体制整備事業の前進のモデル事業である「地域力強化推進事業」を令和元年度から取り組み、令和3年度からは「重層的支援体制整備事業移行準備事業」として多機関協働の取り組みを進めてきました。

令和6年度から「重層的支援体制整備事業」を本稼働することとしております。

本事業は、第4期那須烏山市地域福祉計画・那須烏山市地域福祉活動計画において、市と社会福祉協議会、市全体の支援機関や地域の関係者がこれまで以上に連携を深め、地域住民の複雑化・複合化した様々な支援ニーズに対応する包括的な支援体制整備に関する取組をより具現化していくものであります。

### 【目指すべき姿の整理】



## ◎重層的支援体制整備事業の概要

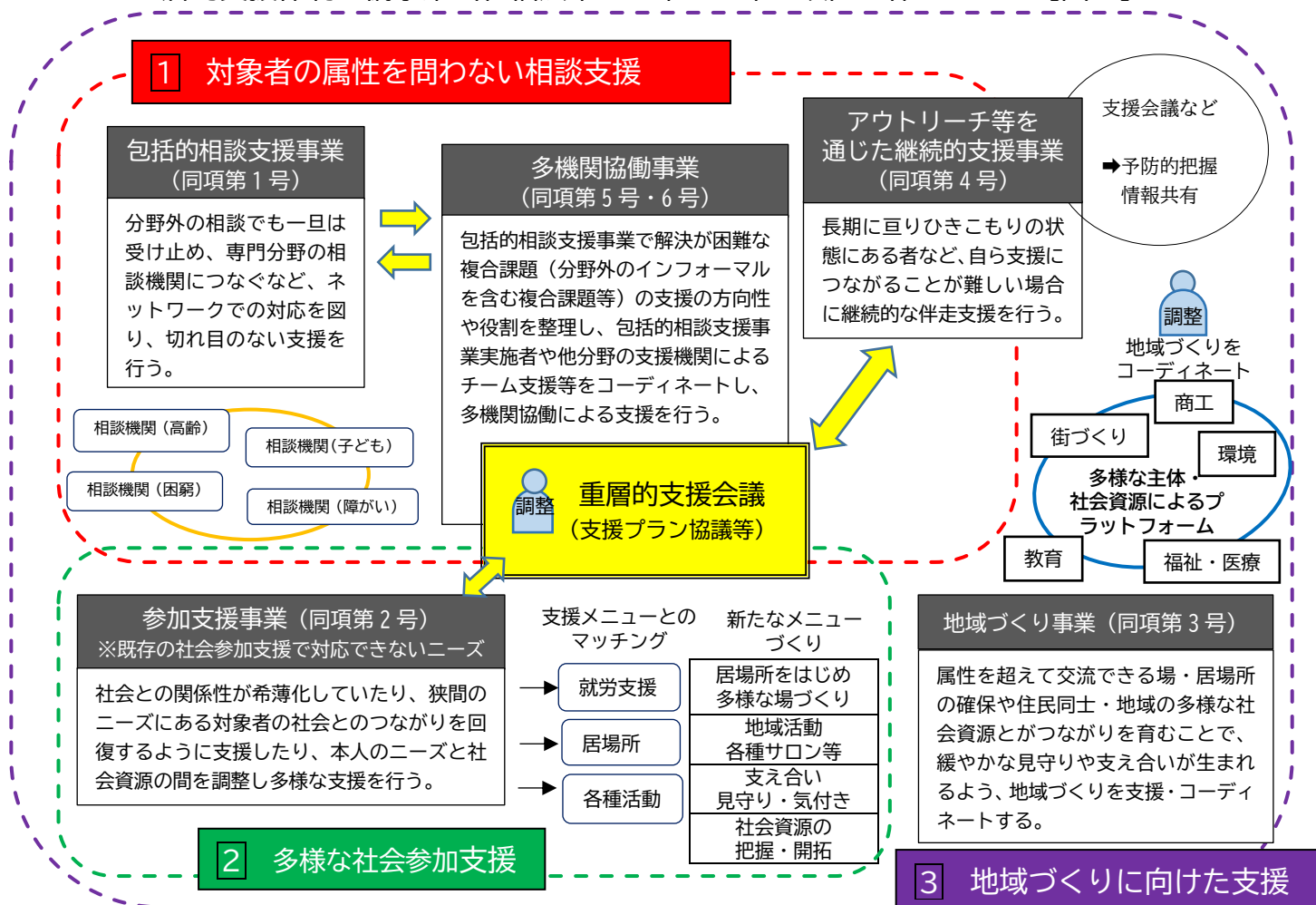
令和3年4月に施行された重層的支援体制整備事業は、地域共生社会の実現を目的として、社会的孤立や育児と介護のダブルケア、8050問題など従来の高齢者・障がい者・子ども・生活困窮者といった対象者別の制度では十分にケアしきれない複雑化・複合化したケースについて対応していくため市町村が創意工夫をもって包括的な支援体制を円滑に構築し、悩みを抱えた人・世帯に寄り添った伴走型の支援を行う仕組みをつくれるよう設けられた事業です。

また、本事業は、既存の相談支援や地域づくり支援の取組を活かす中で、各分野の制度や縦割りのハードルを下げることにより、各分野間のスムーズな連携を促し、市町村全体の支援機関・地域の関係者が相談を断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに「対象者の属性を問わない相談支援」、「多様な社会参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施するとしています。

## 重層的支援体制整備事業で一体的に行う3つの支援

- 1 対象者の属性を問わない相談支援  
本人や世帯の属性を問わず、包括的に相談を受け止め、支援関係機関全体で行う支援
  - 2 多様な社会参加支援  
本人や世帯の状態に寄り添い社会とのつながりを段階的に回復する支援
  - 3 地域づくりに向けた支援  
多様な地域活動が生まれやすい環境づくり等の支援
- ▶ 1～3 の3つの支援のフィールドの重なりをもってセーフティーネットの網を広げ、【図1】のとおり、3つの支援に係る5つの事業がそれぞれに連携し、重なり合うことで、複合化する課題等への対応や孤立させない地域社会の形成を目指します。

# 重層的支援体制整備事業（社福法第 106 条の 4 第 2 項）全体イメージ【図 1】



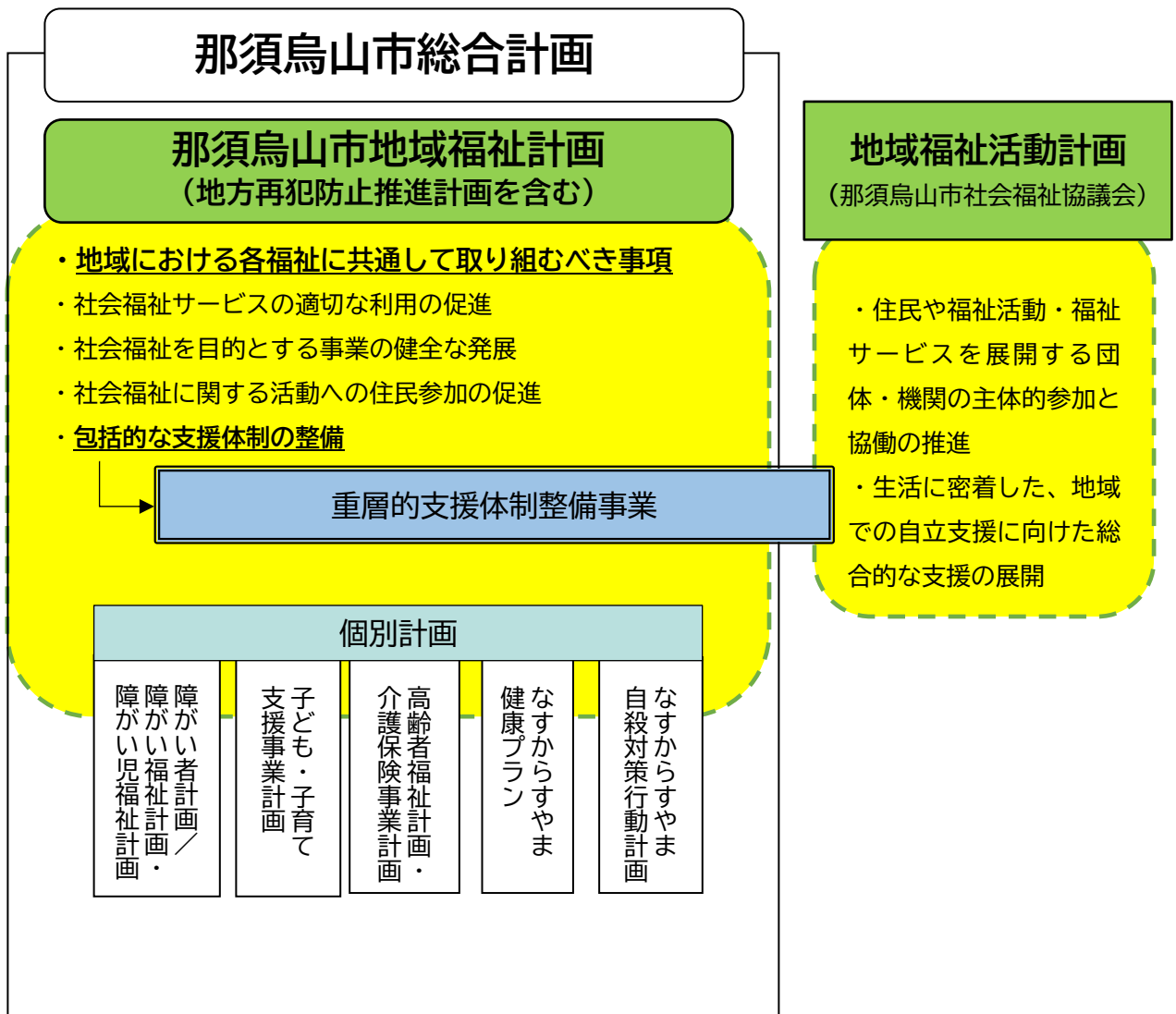
○上記のとおり、3つの支援は、下表の枠組みに沿って取り組みます。

重層的支援体制整備事業（以下に掲げる事業をすべて実施）			
法第 106 条の 4 第 2 項	事業名	既存制度の対象事業	
第 1 号	イ □ ハ ニ	包括的相談支援事業	【高齢】 地域包括支援センターの運営
			【障がい】 障害者相談支援事業
			【子ども】 利用者支援事業
			【困窮】 自立相談支援事業
第 2 号	参加支援事業	新規	
第 3 号	イ □ ハ ニ	地域づくり事業	【高齢】 一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（地域介護予防活動支援事業）
			【高齢】 生活支援体制整備事業
			【障がい】 地域活動支援センター事業
			【子ども】 地域子育て支援拠点事業
		【困窮】 生活困窮者支援等のための地域づくり事業	
第 4 号	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	新規	
第 5 号	多機関協働事業	新規	
第 6 号	支援プラン作成	新規	

## (1) 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第106条の5の規定に基づき、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項等を定める計画として策定するものです。

また、本計画は、第4期那須烏山市地域福祉計画・那須烏山市地域福祉活動計画における「包括的な支援体制の整備」に資する計画であることから、地域福祉計画の附属計画として位置づけるとともに、総合計画や地域福祉計画を上位計画とする各分野の個別計画との整合性・調和を図りながら推進していきます。



## (2) 実施内容及び実施体制

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築し、個別の支援と地域に対する支援の両面を通じて、重層的なセーフティネットを整備するため、「包括的な相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を柱に、「多機関協働による支援」、「アウトリーチを通じた継続的支援」を一体的に実施します。

また、庁内外の連携や専門職等の多機関協働などの体制づくりを進めるとともに、多様な人・組織が「できること」や「したいこと」で地域福祉に参加できるような仕組みづくりを進めます。

## 1 包括的相談支援事業

### ア 地域包括支援センターの運営【第1号イ】

分野	高齢
事業内容	地域の高齢者等の総合相談と包括的支援体制を確立し、高齢者が要介護状態になることの予防を推進するとともに、地域住民の心身の健康保持及び生活の安定のため、包括的支援事業等を行う。
実施方式	委託
支援機関	地域包括支援センター（みなみなす・からすやま）
所管課	健康福祉課（高齢いきがいG）

### イ 障害者相談支援事業【第1号ロ】

分野	障がい
事業内容	福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）、社会資源を活用するための支援、社会生活力を高めるための支援、専門機関の紹介等を行う。
実施方式	直営・委託
支援機関	市役所・障がい者相談支援センター
所管課	健康福祉課（社会福祉G）

### ウ 利用者支援事業【第1号ハ】

#### 母子保健型

分野	子ども
事業内容	妊娠期から子育て期にわたり、母子保健や育児に関する様々な悩みなどに切れ目なく円滑に対応するための支援体制を構築し、以下の事業を実施する。 ①相談対応の他、関係機関と連携しながら、積極的に情報収集に努める。 ②相談者が利用できるサービスの選定・情報提供を行い、利用希望がある関係機関へ繋ぐ役割を担う。

	③相談者のケース会議を実施し、支援プランを作成する。 ④障がい、多胎または多子、異言語の子育て家庭や困難な状況にある妊婦への支援を提供するため、専門的スキルを有する人員・組織体制を整える。
実施方式	直営
支援機関	市役所
所管課	こども課（支援政策G）

#### エ 生活困窮者自立相談支援事業【第1号ニ】

分野	困窮
事業内容	生活困窮者が抱える多様な問題への包括的かつ計画的な相談支援や自立の促進を行う。また、対象者にとって相談のしやすさの確保や、関係機関と連携した支援の提供を行う。
実施方式	直営
支援機関	市役所
所管課	健康福祉課（生活福祉G）

## 2 参加支援事業 新規

#### ア 参加支援事業【第2号】

事業内容	個別支援及び地域支援を通じて把握した対象者に活動参加を促すとともに、参加支援につながる居場所を検討するプロジェクト活動を行う。
成果目標	・活動参加の場への利用につながった人数 3人以上 ・就労準備体験への協力企業・団体 2企業・団体以上
実施方式	直営・委託
実施体制	多機関協働コーディネーターが中心となり、積極的な情報収集に努め、アウトリーチ等を通じた継続的支援及び参加支援を一体的に実施する。
所管課	健康福祉課（社会福祉G）



### 3 地域づくり事業

#### ア 地域介護予防活動支援事業【第3号イ】

分野	高齢
事業内容	<p>【介護予防サポーター養成講座】</p> <p>身近な地域で気軽に参加できる住民主体の介護予防活動を推進するため、介護予防の状況や知識に関する講座を実施し、主体的に介護予防に取り組む介護予防サポーターの養成及び人材育成を行う。</p> <p>【ふれあいの里事業】</p> <p>地区の公民館等で、地域の高齢者の介護予防のために、地域の人たちがスタッフとなり、筋力低下・閉じこもり・認知機能の低下を予防する目的で高齢者の通いの場を作り、介護予防の推進を図る。</p>
実施方式	直営・委託
活動場所等	市内全域
所管課	健康福祉課（高齢いきがいG）

#### イ 生活支援体制整備事業【第3号ロ】

分野	高齢
事業内容	<p>生活支援コーディネーターを配置し、日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図ることを目的に、地域住民同士が交流できる多様な場や居場所を整備するとともに、交流・参加・学びの機会を生み出すために「人と人」「人と居場所」をつなぎ合わせるコーディネートを行う観点から、参加者の属性や世代に関わらず必要な支援を行う。</p>
実施方式	委託
活動場所等	<p>第1層（市内全域）</p> <p>第2層：5圏域（烏山・向田・境・七合・南那須）</p>
所管課	健康福祉課（高齢いきがいG）

#### ウ 地域活動支援センター事業【第3号ハ】

分野	障がい
事業内容	<p>障がいのある人等に対し、創作的活動、生産活動の機会の提供等地域の実情に応じた支援を行う。</p>
実施方式	委託
活動場所等	やみぞひまわり
所管課	健康福祉課（社会福祉G）

## エ 地域子育て支援拠点事業【第3号ニ】

### 一般型

分野	子ども
事業内容	子育て中の親子が集い、相互交流や子育ての悩み・不安を相談できる場を整備し、地域の子育て関係情報の提供や、子育て支援に関する講習等も実施する。
実施方式	直営
活動場所等	子育て支援センター・こども館
所管課	こども課（こども館G）

## オ 生活困窮者支援等のための地域づくり事業【第3号】

分野	困窮
事業内容	地域の福祉ニーズ、地域課題の把握などを行ったうえで、全世代が自由に参加・交流できる拠点の整備や住民の身近な区域における話し合いの場づくり、多様な主体がつながるプラットフォームの整備などを実施する。
実施方式	委託
活動場所等	市内全域
所管課	健康福祉課（生活福祉G）

## 4 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 **新規**

### ア アウトリーチ等を通じた継続的支援事業【第4号】

事業内容	地域の活動者や民生委員児童委員との情報共有を通じて、日々の見守り活動等で把握している潜在的ニーズを抱える対象者の早期発見に努めるとともに、各圏域の生活支援コーディネーター等と綿密に連携し、地域の課題やニーズの把握を進める。また、属性を問わず様々な地域住民の声を聴く場の確保に向け、既存の社会資源の機能拡充や新たな社会資源の開発に取り組む。 必要に応じて保健師による同行訪問により、世帯員の身体状況の確認やアセスメントを実施する。
成果目標	・生活困窮者自立相談支援事業における地域住民及び関係機関からの相談件数 10件以上
実施方式	直営・委託
実施体制	多機関協働コーディネーターが中心となり、積極的な情報収集に努め、アウトリーチ等を通じた継続的支援及び参加支援を一体的に実施する。
所管課	健康福祉課（社会福祉G）

## 5 多機関協働事業 新規

### ア 多機関協働事業【第5号、第6号】

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多機関協働推進会議（支援会議及び重層的支援会議）の設置。</li> <li>・多機関協働コーディネーターを通じた会議の運営実施。</li> </ul>
成果目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複雑・複合化した課題について、関係者・関係機関の役割を整理し、支援プランの作成、評価の実施。</li> <li>・多機関協働による事例検討件数 5件</li> </ul>
実施方式	直営・委託
実施体制	多機関協働コーディネーターを中心とした関係機関との会議を実施し、支援の方向性を示す。
所管課	健康福祉課（社会福祉G）

社福法第106条の6で新たに規定された「支援会議」と重層的支援体制整備事業で必置とされる「重層的支援会議」の両機能を包含する多機関協働推進会議を新たに設置する。

#### 多機関協働推進会議

##### ◆支援会議（社福法106条の6）の機能（本人の同意がないケース）

- ・気になる（支援の必要性が疑われる）事案の情報提供・情報共有
- ・見守りや支援方針の検討
- ・緊急性のある事案への対応

##### ●重層的支援会議の機能（本人の同意があるケース）

- ・支援プランの作成・適切性の協議・共有
  - ➡チーム支援の実施
- ・プラン終結時等の判断・評価
- ・社会資源の充足状況の把握・創出に向けた検討

➡本人の同意が取れない段階では「支援会議」（※守秘義務を法定）で情報共有や見守り（支援）体制を検討し、同意が取れば「重層的支援会議」でプランを協議する。

[構成メンバー] 市（各相談支援関係課の担当職員）

社会福祉協議会（多機関協働コーディネーター）

支援に必要な分野の専門支援機関等

民生委員児童委員など地域の関係者 等

※会議の調整は、主管課が多機関協働コーディネーターと行き、上記メンバーの出席等を調整する。

# 那須烏山市 重層的支援体制の概要（支援体制スキーム）

- 地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域共生社会の実現を目指す。（地域福祉推進の理念）
- 地域における複合的な課題（地域生活課題）を、支援関係機関において分野属性に関わらず受け止め、地域住民と支援関係機関が連携・協働して、解決に向けた支援につなげていくしくみ。（だれもがともに支え合う地域共生のまちづくり）

